

矢板市インフルエンザ予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢板市に住所を有する高齢者等に対し、インフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を実施することにより、インフルエンザのまん延の予防及び感染を防止することを目的とする。

(予防接種の実施)

第2条 予防接種は矢板市の保健事業として実施し、栃木県塩谷郡市医師会（以下「塩谷郡市医師会」という。）及び栃木県医師会に委託するものとする。

(対象者)

第3条 予防接種の対象者は、矢板市に住所を有し、予防接種を実施する前日をもって満65歳以上となる者及び60歳以上65才未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

(予防接種の内容)

第4条 予防接種の実施は、1年度内1人1回とし、実施時期は、毎年10月1日から2月末日までとする。

(実施する医師)

第5条 予防接種は、塩谷郡市医師会及び栃木県医師会を構成する医師のうち、予防接種の実施を承諾した医師（以下「実施医師」という。）が実施するものとする。

(予防接種の費用)

第6条 予防接種を受けようとする者（以下「被接種者」という。）が、市長と予防接種の委託契約をした医療機関で予防接種を受けたときに負担すべき額は1,000円とし、当該被接種者が当該受託医療機関に支払うものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者は無料とする。

2 被接種者が受託医療機関等以外の医療機関での予防接種（以下「自主接種」という。）を受けたときは、当該被接種者は予防接種を受けた当該医療機関が請求する費用額を支払うものとする。

(公費負担)

第7条 被接種者が受託医療機関等で予防接種を受けたときの公費負担額は、4,860円とする。

2 被接種者が自主接種を受けたときの公費負担額は、支払った費用額から1,000円を差し引いた額が3,860円以下のときはその額とし、3,860円を超えるときは、3,860円とする。

(報告及び委託料の請求)

第8条 実施医師は、予防接種の実施状況を月ごとにまとめ、翌月の10日までにインフルエンザ予防接種実施報告書及び委託料請求書(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。